

平成19年4月1日

関係部局長
教育委員会教育長 殿
警察本部長

総務部長

平成19年度予算の執行について（通知）

平成19年度予算については、下記事項に留意のうえ、効率的な執行を確保してください。

記

平成19年度の当初予算は、人件費、扶助費等の義務的経費や継続事業を中心とした骨格予算として編成しており、政策予算等の新規事業については、今後肉付予算で検討することとしている。

しかしながら、骨格予算とはいえ、行政に停滞は許されないことから、福祉、医療、安全対策、教育等の県民生活に直結する経費や新年度早期に執行を要する経費については、新規事業も含めて当初予算で計上したところであり、公共事業については、景気の回復基調を後押しするため、国の18年度補正予算の受入れも勘案のうえ、継続事業を中心に上半期の執行に支障がないよう配慮したところである。

また、平成16年度から実施している行財政改革は着実に成果をあげているところであるが、地方財政を巡る極めて厳しい環境の中、引き続き行財政改革プランに沿った一般行政経費の一層の節減合理化や事務事業の見直しを進め、効率的な予算の編成に努めたところである。

予算の執行にあたっては、このような状況を十分認識し、まず、県民を中心とした「安心・活力・発展の大分県」の実現に向け、県民ニーズに即した効果的な事業執行を行うとともに、併せて、行財政改革に対する取組を緩めることなく、計画的かつ効率的な執行により、経費の一層の節減合理化に努めることとする。

I 歳入に関する事項

1 県 税

自動車税等について、夜間及び休日における訪問徴収や早期差押等により滞納整理の強化を図るほか、個人県民税については、税源移譲も行われたことから、市町村に対し徴収強化の要請を行うとともに、徴収の引継ぎを実施するなど、徴収の強化に努めること。

また、法人二税について、不申告法人への催告を強化し、未届法人調査を徹底するとともに、軽油引取税について、近隣県と連携して不正軽油の撲滅に向けた取組を行うなど、課税対策を強化すること。

2 地方交付税

普通交付税について、本県財政需要の実態と算定額の乖離の状況・原因を分析し、対策を講ずること。

3 使用料及び手数料

受益者負担の原則に立ち、常に社会経済情勢の推移等に即した対応を行うこと。

さらに、未徴収のものでも、施設等の使用の実態等から徴収することが妥当なものについては、新規徴収を行うこと。

4 国庫支出金、分担金及び負担金

国庫支出金は、関係省庁との連絡を密にし、前金払い、概算払いの制度を最大限活用し、事業の進捗に応じた資金の確保に努めること。

また、分担金及び負担金についても、納入時期の適正化に努めること。

5 財産収入

将来にわたって利用計画がない土地や、他施設等で代替可能な施設用地等、処分可能な土地について積極的に売却すること。

また、財産の貸付料及び使用料については、利用と負担の公平性や

明確化を図り、収入を確保すること。

6 県 債

県債充当事業の内容変更、事業費の増減等に留意し、適正な活用に努めること。

7 そ の 他

日銀による短期金利の誘導目標の引上げに伴い、金利上昇が予想されることから、基金・歳計現金については、預け替え等の弾力的な運用を行うとともに、県債については借入れ時期を十分に検討すること。

II 歳出に関する事項

1 政策予算

公共事業や一般国庫補助事業の受入れ規模及び単独事業（貸付金を含む。）の規模については、肉付予算において新たな観点から検討することとしており、改めて編成方針を示すこととしている。

（1）公共事業、一般国庫補助事業

公共事業等建設事業については、18年度補正予算分と合わせて切れ目のない円滑な執行を図ることとし、上半期の契約目標については、別途指示することとしているので留意すること。

また、効率的な実施とプロセスの透明性を向上させるため、事業の再評価に加え、新規採択時に必要性、緊急性等の評価を行う事前評価に取り組むこと。さらに、地域の実情にあった規格の設定やVE方式の活用等によりコスト縮減を図ること。

（2）単独建設事業

事業の執行については、公共事業と同様に適切に対応すること。

なお、工事請負費及び備品購入費等における入札残等については、不用額として保留すること。

（3）貸付金

制度の趣旨を周知徹底し、その活用を図るとともに、融資対象事業の内容に応じ適期にこれを執行すること。また、資金の預託に際しては、資金収支に及ぼす影響が大きいので、融資残あるいは資金の利用状況等を十分調査のうえ効率的な執行を行うこと。

なお、経済金融情勢の変動等に伴う金利動向に十分留意し、機動的に対応すること。

2 部局枠予算、管理予算

年間を見通した執行計画を立て効率的な執行を行うとともに、節減に努めること。

なお、扶助費については、様々な制度改正が行われていることから、常に年間所要額の把握に努めること。

3 その他の留意事項

(1) 補助金、貸付金等については、支出目的が達成されるよう適切な執行を行うこと。また、交付時期等に留意し、交付先等で資金が滞留することのないようにすること。

(2) 特定財源を伴う補助金等については、財源の収入時期を的確に把握し、県費の長期または多額の立替えが起きないように留意すること。

(3) 事務事業の執行に当たっては、環境負荷の低減を図るとともに、効率化、コスト削減等に努めること。

(4) 事務事業の執行に当たっては、今年度初めて総務事務システムを導入することから、各所属一体となって能率の向上に努め、可能な限り勤務時間内で業務を終えるよう留意し、時間外勤務手当の縮減に努めること。

(5) 予算執行に当たり、状況の変化等により不用となった予算については、3月補正予算において減額すること。

特に、年度末における事業の施行、行事の開催、旅行、備品及び消耗品の購入等が集中することのないよう計画的な執行に努めること。

(6) 部局横断的な政策群予算の執行に当たっては、実施時期、方法等を関係部局等と十分調整し、効果的に行うこと。

(7) 指定管理者制度により管理運営を行う施設については、必要なサービス水準や安全性の確保等を図るため、施設の設置者として常にその管理運営の状況を把握するとともに、適切な措置を講ずること。

(8) 地方独立行政法人となった県立2大学については、中期目標等に

沿った主体的な運営が行えるよう努める一方、管理運営の状況を把握すること。

- (9) 新たに制度化した長期継続契約について、制度の趣旨を十分踏まえ、事務効率化や経費削減に向け、導入の可能性を検討すること。
- (10) 公共工事等の発注においては、電子入札の導入や一般競争入札の拡大に伴い、その効果が十分に発揮されるよう努めること。
- (11) 県作成の刊行物について、行政監査の指摘等を踏まえて抜本的な見直しを行い、別途指示することとしているので留意すること。
- (12) 制度改正、国庫補助単価改正の事由等により、所要額、財源等に変更が生じる場合は、あらかじめ財政課と協議すること。

III 予算配当等

予算の配当については、事業の執行計画、財源確保の見通し等に十分配意したうえで、原則として年2回行うものとするが、今後の経済情勢の動向等によっては特別な措置を講ずることもあり得るので、十分留意すること。

また、予算の令達に当たっては、年間執行計画を作成し、地方機関等に対して早い時期に配分見込額を示すとともに、予算執行時期に配慮し、適時適切に行うこと。

なお、配当申請は、原則として各部の主管課でとりまとめて行うこと。

IV 特別会計に関する事項

一般会計に関する指示事項を参考にして執行すること。

V 公社等外郭団体に関する事項

公社等外郭団体に対する補助金、貸付金等の執行に当たっては、団体自身の事務事業の整理合理化、経費の節減などについて、引き続き十分な指導を行うこと。

なお、団体が保有する基金については、取崩状況を把握し、適切な指導を行うこと。